

## アメリカにおける雇用差別とその法的救済(二)

——公民権法第七編を中心に——

奥 山 明 良

はじめに

第一章 一九六四年公民権法第七編

第一節 第七編の成立

第一款 成立に至る背景

第二款 第八八連邦議会における立法論議

第三款 法の内容

第二節 第七編の改正と一九七二年雇用機会均等法

第一款 第七編の評価と問題点(以上前号)

第二款 第七編の改正論議

一 第八九一九一連邦議会(一九六五—一九七〇)

二 第九二連邦議会(一九七一)

第三章 一九七二年雇用機会均等法とその解釈・適用をめぐる問題

第一節 適用範囲・拡張と除外

## 第一款 適用の拡張

### 第二款 適用の除外

一 本来的意味における適用除外

二 特別事情による適用除外

### 第二節 法の運用と強制手続

一 行政救済

(一) 申立

(二) 申立の期間および場所

(三) EEOCへの申立

(四) 司法救済

(一) 被害者自身による場合

(二) EEOCによる場合

(三) 「定型・慣行 (pattern or practice)」化した違法な雇用差別の場合

(四) クラスアクション (以上本号)

### 第三節 違法な雇用慣行—違法雇用類型とその問題状況

#### 第四節 救済措置の実際と問題点

結びにかえて

## 第二款 第七編の改正論議

上述したところから明らかかなように、EEOCの強制権限の欠如という事情が、EEOCそれ自体の存在をも含めて「第七編」全体を無力化する恐れをもつものであったがために、その後に行われた第七編の改正論議は、もつぱり、かかる委員会の強制権限に関する点にその関心が集中することとなつた。加えて、後述するところから明らかとなるように、そこでの論議の内容は、もはや単に強制権限を認めるべきかどうかということでなく、それを肯

定する場合に果たして如何なる内容の強制権限を認めるのが望ましいのかといふのである。そして、それは、具体的には、全国労働関係法の下でNLRBにおいて規定されるのと同様、連邦控訴裁判所を通じての強制(enforcement)を認め得る行政停止命令(the administrative cease and desist order)を出す権限をEEOCに対しても与えなくては主張する立場と、それから単に連邦裁判所に対して民事訴訟を提起し得る権限を認めないとしめるべきとする立場とに対立したのである。ハーディは、以下の事情を踏まえたうえで、以下に第七編改正論議の経過概要を現すべく」としよ。

### 一 第八九一九一連邦議会(一九六五—一九七〇)

まず、EEOCに対し何らかの強制権限を確立しようとする動きは、一九六四年公民権法が成立した翌年の一九六五年に開催された第八九一連邦議会において早くも開始された。そこにおいて、下院の教育労働委員会の委員長であったPowell議員はEEOCとの連邦裁判所を通じて強制し得る停止命令を出す権限を認める旨の定めを含んだ法案第九一一一一号(H. R. 9222)を提出した。<sup>(2)</sup>この法案は、下院の教育労働委員会の一般労働小委員会(the general labor subcommittee)へ回され、そこで若干の修正を受けた後下院本会議を通過した。しかし、上院では、同法案に対する審議につきジョンソン大統領による積極的な支持があつたにも拘らず、結局、審議未了のまま議会は終了した。

一九六七年の第九〇連邦議会において、ジョンソン大統領はEEOCに対して行政停止命令に関する権限を与えた提案した包括的な法案を連邦議会に提出した。同法案は、下院には法案第五七〇〇号(H. R. 5700)として、また上院には法案第一〇一六号(S. 1026)として提出された。しかし、連邦議会内では、かかる包括的法案に対する反対意見が圧倒的であつたために、右政府法案の支持者たちの間で同法案を幾つかの部分に分けて、その各部分を独立した法案として改めて提出すべき事が決定された。その結果、かかる法案のうち、EEOCに行政停

止命令を出す権限を認めた部分 (S. 1026 # もの H.R. 5700 の第三編) が、Clark たる Javitz の同上院議員により法案第一三〇八号 (S. 1308) として改めて提出されたことだ。それは、次のような内容のものであった。すなわち、EEOC に対し適切な審問が行われた後に停止命令を出すことと認めることと、第七編に基づき独立の訴訟を提起し得る個人の権利を排除すること、全国労働関係法第一条を適用せんことにより、罰則強制に裏付けられた証人喚問を認めるという方法により委員会の調査権限を修正すること、能力テスト、退職それが年金プランに関する男女被用者間の合理的な区別を認容する」と等である。<sup>(4)</sup> しかるに、この法案に関しても、結局、何の審議されないまま第九〇連邦議会は閉会するに至ったのである。

一九六九年の第九一連邦議会においても、上・下両院に対して幾つかの法案が提出された。その一つに、上院の労働小委員会に提出された法案第一四五三号 (S. 2453) がある。この法案は、EEOC に対し停止命令権、証人喚問権、被害者個人により行われる民事訴訟に與与する権限を認めるほか、適用範囲についても大幅な拡張をその内容とするなど、非常に強力なものであったがニクソン政府はこれを支持しない態度を明らかにした。その代わりに、適用範囲については何らの定めをもたず、また EEOC の強制権限については、直接、連邦裁判所に提訴する権限を与える旨主張した政府法案第一八〇六号 (S. 2806) が、Prowly 上院議員により提出された。上院労働小委員会は、これがいつの法案について審議した結果、政府案を斥ける一方、S. 2453 を幾つかの点で修正した後、これを全院委員会 (the Whole Committee) へと勧告するに至った。<sup>(5)</sup> そりでは、EEOC の予備的救済権限に関して、第七編の下でこれまでに発展させられてきた判例法 (case law) により確立された基準に基づいてかかる予備的救済を出すか否かが決定されねばならない、委員会によるよくなタイプの強制権限が認められるにせよ個人の民事訴訟提起の権利は残されるべきこと、第七編に関する訴訟でのクラスアクション活用の重要性等が強調されたのである。<sup>(6)</sup>

S. 2453 は、一九七〇年九月二〇日、上院本会議にて上程された。同法案は、やむを得ず二回間審議され、その後若干の修正を受けた後同年一〇月一五日四七対一四の点呼投票であつて本会議を通過するに至った。他方、下院での討議は、一九六九年一月六日、Hawkins 議員が、第九〇連邦議会に提出された法案第六八〇号 (H.R. 680) と同一内容の法案第一〇七七号 (H.R. 2077) を提出するより開始された。その後、同議員は、EEOC の強制権限のみに関する法案として、新たに法案第六一一一八号 (H.R. 6228) を提出した。これに対して、上述のとおり EEOC に対し停止命令権限を認めない反対であった政府は、より厳しい右法案に対する修正案として、独自の法案第一三五一七号 (H.R. 13517) を提出したのである。下院の労働小委員会が、両法案につき審議した結果、実質的には H.R. 6228 に類似する。しかし全く新たな法案第一七五五五号 (H.R. 17555) を上申した。その後、八月二一日に全院委員会は S. 2453 に類似した修正法案を採択するに至った。それにより投票が行われたが、党派的に賛否の意見が激しく対立するところ、政府もまた同法案に反対の意思表示をした。かかる事情に加えて、第九一連邦議会で残された会期もわずかなものとなつたがために、議事運営委員会 (the Rules Committee) は同法案を本会議の議事日程に組み込むことを拒否した。そのため、結局、第九一連邦議会における EEOC の強制権限を認めるべく、第七編全体を強化する目的とした改正法案は成立するには至らなかつた。<sup>(1)</sup>

## (一) エクト 第七編の改定をめぐる論議は主に次の文献を参照した。G. P. Sape &amp; T. J. Hart, Title VII,

Reconsidered: The Equal Employment Opportunity Act of 1972, 40 the George Washington L. Rev. 824, pp. 830-845 (1972); W. B. Gould, Black Workers in White Unions (1977), p. 40 もたゞ少しの筆記りによれば、花見店「採用の自由と基本権」石井照久先生追悼論文集『労働法の諸問題』一六頁、特に一四二頁云々を参照された。

(2) 本法案は、同年六月二一日に提出された。EEOC の強制権限に関する規定以外の同法案の内容については、花見前

(3) 掲論文一四三頁を参照。

(3) ハーベイ外レジ、既に Hawkins 議員より同様の法案が下院に提出された。(H.R. 680)。

(4) Sape & Hart, *supra* note 1, p. 832.

(5) 同法案の具体的な内容は、花見前掲論文一回三頁を参照されたい。

(6) 修正された法案の内容も、基本的には、修正前の法案たる S. 253 に含まれていたものとそれほど異ならない広範囲の内容を含んでいた。教育機関における被用者への第七編の適用を制限した一九六四年公民権法第七編中の七〇一条を削除すことなど、それから連邦雇用関係に対する EEOC の管轄権を認めることなどが主張された。また EEOC の強制権限に関しては、行政停止命令権を保持する一方、EEOC に対し、更に柔軟性を与え、またより迅速な強制手続を提供するため、二つの修正規定がそこに含まれた。すなわち、一つは EEOC が、審問手続ではなく、直接、連邦裁判所に訴えを提起することにより第七編違反についての告発を強制することができる暫定的規定であり、他は審問の結果として出し得る命令であって、右命令の出された後六〇日以内に、これらの当事者からもそれに応じての不服の申立がなれない場合には確定するとこった。これゆえ「自己強制的 (self-enforcing)」な命令を出す権限を EEOC に認める旨の規定であった。その他、同法案に含まれた修正としては、第七〇七条に定めた「定期・慣行」に関する管轄権をかかる修正法案の施行後三年たつて、同法長官および EEOC の委員の過半数が委員会がこのようないくつかの職務を司ることができるとの判断などを条件に、司法省からの EEOC に移すことを内容とする規定が見られた(但し、連邦政府契約遵守事務局の職務を労働省から EEOC に移す旨定めいた規定は削除された)。Sape & Hart, *supra* note 1, pp. 833—834.

(7) Sape & Hart, *supra* note 1, p. 833.

(8) ふりやせ、次のように修正が行われた。初日の審議では、第一に、上院は EEOC の管轄権の範囲内に連邦被用者を含むか否かを委員会の提議を担当する一方、かかる領域における雇用関係を連邦人事委員会 (Civil Service Commission) の管轄に置く旨の修正案を採択した。また上院は NLRB のために確立されたのと類似した独立の事務総長 (General Counsel) を EEOC のために設ける旨の修正を採択した。二日目の審議では次のような修正が行われた。かかず、実質上、宗教機関に雇用されるすべての被用者を第七編の適用範囲から除外する旨の修正案、それが EEOC に対する証拠の優越性 (a preponderance of the evidence) に基づいて認定を行ひ、また種々の費用を支払うことでのあらざる当事者のためにカウンセリングを提供するためを要求して、停止命令権限に関する二つの修正案が採択された。ち

など、H.R. 1119 の修正案はいずれも Ervin 上院議員により、EEOC の強制権限に関する修正案を制限する目的で提出されたものといわれる。一方、第七編の適用範囲を州および地方自治体の被用者および教育機関の被用者に拡張適用することを否定している修正案については、これを受け入れることを拒否した。

- (9) 同法案は、一九六九年八月一三日、ホベイオ選出の Ayres 議員により提出された。
- (10) 但し、いじめは「自己強制的 (self-enforcing)」た命令権限を認めらるの規定は削除された。

(11) Sape & Hart, *supra* note 1, p. 836.

## II 第九回連邦議会（一九七一）

一九七一年四月七日、Hawkins 下院議員は下院教育労働委員会の一般労働小委員会 (the General Subcommittee on Labor) に、法案第一七回大手 (H.R. 1746) を提出した。同法案はそこで承認を受けた後、全院委員会へ回された。そして、同委員会も同じくそれを採択した。八名もしくはそれ以上の被用者もしくは組合員を有する使用者ないし労働組合、連邦政府被用者、州および地方自治体の被用者、そして一九六四年法で除外されていた教育機関の被用者への第七編の拡張適用、EEOC に対する救済に関するバック・ペイ付きの復職をはじめとする適切かつ広範な救済命令権限の付与、「定型・慣行 (pattern or practice)」化した差別行為に対する管轄権の司法省からEEOC への移転、かかる「定型・慣行」による差別行為に関する審問手続で入手した情報のEEOC による公開の禁止、EEOC の罰則付き証人喚問権限の付与等が同法案の内容であった。しかし、同法案の基本的に重要な点はとりわけ強制権限に関する部分であった。すなわち、同法案は、EEOC に対して第七編違反に關し全国労働関係法の下で NLRB に対して認められてしむのと同様の、連邦裁判所を通して強制し得るような停止命令を出す権限を認めたのである。

下院本会議へ上程された H.R. 1746 は、そりや九月一五日および一六日の間で審議されたが、その間、Erlenbarn 議員による法案第九回大手 (H.R. 9247) が、H.R. 1746 の草案として提出された。柱

た。そして、投票の結果右法案が新たに H. R. 1746 として採択されたのではない。それは、概ね、次のよくな内容を含んでいた。まず、適用範囲については一九六四年法と同様にする。強制権限については一九六四年法の七〇六条を EEOC が連邦地方裁判所に民事訴訟を提起するところより遵守を求めるところから修正する。救済申立が当該違法雇用慣行が行われた後一八〇日以内に限られたくも公正を法律上明確にするべし。第七編を違法な雇用慣行のための救済手続としてのまいばい排他的な救済手段とするべし。EEOC が自主的解決を図ることができない場合には、右委員会が連邦控訴裁判所だけではなく連邦地方裁判所へも民事訴訟を提起し得る権限を付与すべく修正されること。特に連邦民事訴訟規則 (the Federal Rules of Civil Procedure) のルール 111(2) に基づいてクレバートン・ヨンを禁止するべし。違法な雇用慣行として救済の対象とされる差別行為はすべて故意による (intentionally) 行われたものであるべし。委員会の弁護士は連邦最高裁判所において訴訟を行へりとは認められねや。このよくな訴訟は司法長官 (the Attorney General) のみにより行われるものとするべし。監査委員会が自主的解決に失敗したり、あるいは救済申立後一八〇日以内に被申立人に対する民事訴訟を提起するべしと規定した場合には、被害者たる当事者が被申立人に対する訴訟を提起する権限をもつべし。司法長官のみが民事訴訟に闘争するなどが認められるべし。以上が法案の基本的情子であったが、しかしそれは本来の H. R. 1746 から大きく後退したものであった。

H. R. 1746 が上院において最終投票にかけられた前夜、上院では、前記 S. 2453 の提案者であった William 議員が法案第 1515 号 (S. 2515) を提出した。右法案は、広く超党派の支持を得たものであり、しかも S. 2453 よりも更に強力な内容の規定を含んでいた。<sup>(2)</sup> 同法案は、その後、上院の労働小委員会へ回されたが、そんでは詫人詫問をはじめとして、同法案に關する審議が三日間にわたって行われた。<sup>(3)</sup> その後、同法案は更に全院審議部へと回され、そこでおもて三回審議された後に若干の修正を受けた後、満場一致を以て上院本会議へ上程

れるに至った。

#### アメリカにおける雇用差別とその法的救済 (1)

一九七一年一月一九日、上院本会議において S. 2515 に関する審議が開始されるや、再びここでも南部出身の民主党上院議員による活発な議事妨害が行われることとなった。この妨害の鉢先は、主として強制権限に対しても向かれたが、しかしそこの根本問題は、既に述べたように連邦議会が果たしてかかる強制権限に関して EEOC に、直接、停止命令を出す権限、あるいは単に連邦控訴裁判所に対し民事訴訟を提起し得る権限のいずれを認めるのかということであった。そして、これは、ニクソン政府のスポーツマンであった Dominick 上院議員が前者の強制権限を EEOC に対して認めている上院法案 S. 2515 の代わりに、後者のそれを内容とする法案を上程したことにより、改めて具体化することとなった。この Dominick 法案に関しては一度にわたって投票が行われたが、いずれも否決された。<sup>(6)</sup> しかしながら、南部出身議員による議事妨害は依然として続けられた。その目的は、S. 2515 に定められた強制権限に関する規定を削除するための修正を数多く提出し続け、より審議を長々と引き延ばすようとするものであった。このような手段に対抗するため、Javitz や William 両上院議員により、議事打切り動議 (cloture motion) が出されたが、結局、この試みも失敗に帰した。<sup>(7)</sup> かくして、EEOC の強制権限をめぐり、上院法案 (S. 2515) 支持派と、それが前記 Dominick 議員を軸とする反対派との間の対立は克服し難いものとなるに至ったのである。<sup>(8)</sup> そのため、法案成立の機会を失すことを恐れた上院法案支持派たちは、Javitz や William 両議員を中心として Dominick の反対派に対し妥協案を提示することになった。これに対し、Dominick 議員は、この妥協案に代わるものとして、再び裁判所を通じての強制権限を認める旨の内容をもつた修正案を改めて提出した。結局、これが上院本会議を最終的に通過するに至ったのである。<sup>(9)</sup> しかし、上院法案支持派は EEOC の強制権限につき、口もなく妥協をなすことによって Dominick の反対派の支持を得たうえで、(10) 二月二三日、S. 2515 に関する議事打切り動議を成立させるに至ったのである。

その後、両院協議委員会が開かれ、そこにおいて両院を通過したそれぞれの法案の対立点が調整されたといふとした。同委員会は、S. 2515 またはその内容とする報告書を連邦議会へ上程した。これにつけて上院は、三月六日、その内容について何ら審議することなく、大[1]対一〇によりこれを採択した。その一日後、下院もまた〇[1]対一〇で、同様にそれを可決したのである。かくして、一九六四年公民権法第七編が成立した翌年にほしめた同編の改正論議は、その成果たる一九七一年雇用機会均等法の結果となつてしまつたやへ終つたのである。

(1) G. P. Sape & T. J. Hart, Title VII, Reconsidered: The Equal Employment Opportunity Act of 1972, 40 the George Washington L. Rev. 824, pp. 838-840 (1972).

(2) やれば、(1)八名のこへなやれど上の被用者あるいは組合員を有する使用者および組合の第七編の拡張適用、(2)教育申立が特定の被害者個人により提起され得るのではなく、「被害者たる当事者のため」(on behalf of any aggrieved party) 提起され得る」との承認 (3) EEOC による審問後の停止命令権限の付与、(4) EEOC による予備的教誨など私人による民事訴訟への関与を認めること、(5) 証人喚問権の付与、(6) 連邦政府契約遵守事務局の責任および職務の EEOC への移転などをその内容としていた。これには、さやね S. 2453 で示された内容と基本的に同一のものであったが、しかし一方では次のような新しい内容の規定をも含んでいた。すなわち、第七編の適用範囲の中に教育機関における雇用をも組み込むこと、EEOC の職務の中に連邦均等雇用計画 (the Federal Equal Employment Program) を新たに含ませること、六〇日以内に不服申立がないことを条件に行政停止命令を即ち強制するなど、「定期・慣行」違反の強制のための責任と職務を司法省から EEOC に移すことなどであった。

(3) そりでは、まだ同法案とは別にニクソン政府のスパークスマッシュとして知られる Dominick 上院議員は、下院を通過した法案である H.R. 1746 のそれと同一文言を含む法案第二六一七号 (S. 2617) を同小委員会に対して提出した。

(4) 証人は、EEOC に停止命令権限を与えるという強制方法に反対して、裁判所を通じての強制という方法を主張する政府ならびに使用者グループと、他方かかる立場に反対する公民権法案支持者たちとに分かれた。

(5) 法案を上申するにあたつて、全院委員会により行われた修正の内容は次のとおりであった。すなわち、「定期・慣行」違反に関する管轄権の EEOC への移行を法施行後二年間猶予する。当分の間、EEOC と司法省の双方が「定期・慣

行」による違反の申立につき共通の管轄権を行使する。差別の救済申立てはEEOCに対して提起されるが、連邦裁判所での訴訟を通して達成されるという強制についての責任は司法省に委ねられる。連邦被用者への適用範囲の拡張についての修正、委員会は連邦被用者に対して何らかの規定および権利を拡張適用し得るが管轄権を何ら有するものではなく、それについては依然として連邦人事委員会が掌握する」といふのであった。

(6) 一回目は四〇対三九で、また二回目は四八対四五で、いずれも否決された。Sape & Hart, *supra note 1*, p. 843.

(7) 票決は四八対三七で、それは打切り動議成立に必要とされた得票数の五〇票にわずか一票足らないという形況でものであった。更に、その翌日である一九七二年二月三日にモ. S. 2515 の支持者たちにより、別の打切り動議が出された。しかし、これについても要件とされた五九票にわずか六票足らない五三対三五の票差でもって成立するに至らなかつた。

(8) 打切り動議に反対したDominick上院議員は、別の修正案を提出するといつて、そこにおいて彼は、連邦裁判所を通じての強制権限の行使という案は私の最終的かつ最良の提案であり、これを受け入れる」とが法案全体を廃案の危機から救い出す唯一の方法であると述べたのである。この点についてはSape & Hart, *supra note 1*, p. 844を参照されたい。

(9) この内容は、連邦裁判所に対して第一の管轄権を認めぬものであるが、裁判所はその後審問のため、新しい手続を特に熟知していきEEOCに事件を移送しなければならない」といふのであった。

(10) Sape & Hart, *supra note 1*, pp. 844-845.

## 第一二章 一九七一年雇用機会均等法とその解釈・適用をめぐる問題

一九六四年公民権法第七編は、前述の改正によって、新たにその名称を一九七一年雇用機会均等法 (the Equal Employment Opportunity Act of 1972) へ変えるに至った。これまで、繰り返し述べてきたところから明らかなように、改正の主たる目的はEEOCに強制権限を与えるという点にあった。しかし、実際にはそれ以外にも適用範囲、適用除外、救済手続、救済手段等につき大幅な改正を見ることとなつた。その結果、同法(以下、単に一九七一年法という)は、従前のそれに比べて極めて実効性に富んだものとなつた。そこで、以下では、重要な改正点

の概要について見ていくがゆえに、その解釈・適用をめぐって実際上問題となつた点を判例等を参考しながら考察していこうとする。

## 第一節 適用範囲—拡張と除外—

### 第一款 適用の拡張

一九七一年法の特色の一つは、一九六四年法の適用範囲を大幅に拡張した点にある。

まず初めに、被用者の人数を基準にした適用範囲についての改正がある。既述のとおり改正前において第七編は、二五名もしくはそれ以上の被用者ないしは組合員を有している使用者あるいは組合に対しても適用されていたが、改正後は法施行後一年を機に、これを一五名に下げた（七十一条(b)<sup>(3)</sup>）。この人数は、あるの法案 S. 2515 では八名であったのが、上院での審議中に一五名に修正されたものである。加えて、右人数は、いわゆる常態としてのものであり、それ故或る時期において一時的に適用の要件たる右人数を下回ったとしても直ちに適用が排除されることにはならない。すなわち、例えば綿花の栽培および加工処理であるとか、五大湖における鉄鉱石運搬であるとかいった季節的因素が雇用状況に大きな影響を与えるような業務に従事している使用者（the seasonal employer）は、閑散期（the slack season）において、法適用の要件とされる人数を下回ったとしても、当該もしくは前曆年ににおいて、一〇週またはそれ以上の多週の全労働日において、要件とされる人数の被用者を雇用している限り法の適用を受けるものとされるのである。更に、いにしへの被用者については既に七十一条(b)において、「使用者により雇用される者」をいうものとして定義されているが、その前提として彼らは第七編の適用を受ける者もしくは機関に雇用されなければならぬ。また、かかる被用者の定義の中には原則として監督者（supervisor）、使用者自身と信頼関係にたつ秘書（secretary）、警備員等は含まれないものとされてゐる。

第一に、一九七一年法は州および地方自治体雇用の被用者を、新たにその適用下に置くこととなつた。この点は EEOC の強制権限とともに法改正論者により強く主張されたところであつた。この改正の結果従来は連邦憲法の修正条項、その他の公民権立法（例えば一八六六年公民権法）などに基づく救済を求めるほんかなかつた一千万以上のものばる州および地方自治体被用者が、新たに一九七一年法の保護下に置かれることとなつた（但し、後述するおりこの点については依然として若干の適用除外が残されてはいるが）。

第三は、教育機関に雇用されている被用者への適用の拡張である。一九六四年法の下では、教育機関において仕事の内容として教育活動を行う者の雇用についてはその適用が排除されていたが、一九七一年法は従来より教育機関において雇用差別の存在が多く見られるところから、かかる例外を廢止するに至つた。これによつて一二二万以上の教育機関において、数にして二八〇万もの教師およびその他の専門職スタッフ、更にそれ以外にも一五〇万もの非専門職スタッフが、新たに一九七一年法の適用を受けることとなつたといわれる。

これに対して、連邦被用者については、一九七一年法によつても EEOC の管轄下に置かれることなく、依然として連邦人事委員会 (Civil Service Commission) の下に委ねられている。しかし、一九七一年法は、右人事委員会に対し雇用差別の禁止および救済権限につき定めた規定を新たに設けることにより、連邦雇用関係における雇用機会均等のための法的基礎をつくり出した（七一七条）。その目的は、私人たる使用者によれば違法とされるような行為は連邦雇用関係にあつても、当然、違法とみなさるべきであるというところにあつた。同条によると、各種連邦機関における被用者および求職者の人事は、人種、皮膚の色、宗教、性別もしくは出身国による差別をすることがなしに行わなければならず（同条(a)）、もし差別の存在が認められる場合、その救済をめぐる再審査にあたつて、人事委員会は、復職や雇入れを含む適切な救済を与える権限をもつとともに、その他委員会の責任を遂行するのに必要かつ適切と考える規則、命令あるいは通達を出す権限をもつことが認められた（同条(b)）。一方、被害

者となつた被用者あるいは求職者が、自身がなした雇用差別の救済申立てや、人事委員会をはじめとする各種連邦機関による措置に不服がある場合、同人は新法の七〇六条の定めるところに従い、連邦地方裁判所に対し当該連邦機関を相手として民事訴訟を提起することができる。〔<sup>(一)</sup>〕

(一) 一九七一年改正法の概要については、花見忠「採用の自由と基本権」石井照久先生追悼論文集『労働法の諸問題』一四六—一四八頁参照。また同法の全条文の記述については、資料「アメリカ一九七一年雇用機会平等法」日本労働協会雑誌一八五号、四九一五八頁がある。〔<sup>(二)</sup>〕

(二) 一九七一年法の解釈・適用をあぐる問題については、井戸山次郎著「依拠するべき大綱」。The Equal Employment Opportunity Act of 1972, prepared by the editorial staff of the Bureau of National Affairs, Inc.; M.A. Player, Federal Law of Employment Discrimination (1976); W.B. Gould, Black Workers in White Unions, Cornell Univ. Press. (1977); G.P. Sape & T.J. Hart, Title VII, Reconsidered: The Equal Employment Opportunity Act of 1972, 40 the George Washington L. Rev. 824 (1972) 特に八二四頁。

(三) メンバーズの人数は、一九七一年法施行後、依然として約四千五百人である。〔<sup>(三)</sup>〕

たゞ、すなわち、一九六五年七月一日から一九六六年七月一日までは一千〇名、同年七月一日から一九六七年七月一日まで七五名、同年七月一日から一九六八年七月一日までは四〇名、それから以後一九七一年法施行後から五百名であります。

(4) The Equal Employment Opportunity Act of 1972 (B.N.A.), pp. 30-31.

(5) Player, op. cit., p. 226.

(6) 第一の教説は、立人が所属する連邦機関の各部門によって告発が行われるといふだ。

(7) メンバーズの詳細については、Sape & Hart, supra note 2, pp. 853-857 を参照せよ。

#### 第一款 適用の除外

一九七一年法の適用が排除される場合についてだが、次の二つがあつて、第一は、同法の適用が、専らやめはしないから全面的に排除する場合である。したがつて、本来の意味における適用除外である。第一は、一定の要件なしには事

由に基づく結果として適用が否定される場合である。これは、差別の正当性と係わって判断されるものである。つまり、差別の合理性の存否如何により適用除外の適否が判断されるというものである。思うに、これは、本来の意味における適用除外例と見るべきものではないが、便宜上、特別の除外例として(1)で取りあげておくことにする。

### 一 本來的意味における適用除外

まず、前者の例として一九七一年法は、既に見たとおりインディアン居留地区もしくはその近辺での事業によるインディアン種族に対する優遇取扱(七〇三条(1))、共産党およびその関係団体の構成員(七〇三条(f))、国家機密に関連する雇用関係(七〇三条(g))等、基本的には一九六四年法第七編に定められていた除外例をそのまま残した外に、更に次の二つを新たな適用除外例としてつけ加えている。すなわち、第一は宗教上の差別的取扱に関してである。これについては、一九六四年法は宗教団体が宗教活動に従事する仕事につき当該宗教を信奉する者を雇用する場合を適用除外していたが、一九七一年法は、これをかかる団体の行う活動につき、単に「宗教的な」それに限定することなく、「全ての」活動へと拡張するに至った(七〇一条)。加えて、一九七一年法は、一体、如何なる場合が宗教を理由とする差別的取扱に当たるかという問題につき注目すべき規定を新たに設けている。その際、同法はこの点につきEEOCが出したガイドライン<sup>(1)</sup>を立法化すると、(2)方法でこれを行つた。すなわち、その七〇一条(j)は「宗教」という用語には「使用者が自己の事業活動(the conduct of employer's business)につき不当な困難(undue hardship)を受けることなしに被用者もしくは被用者となる見込みのある者の宗教上の儀式または慣行を合理的に調整することができないことを立証するのでなければ、宗教上の信念と同様、そこには全ての宗教上の儀式あるいは慣行を含む」ものとした。その結果、後述するとおり、この点について右の立場と相容れない判断を示してきた従来の裁判所の態度は、明確に否定されることとなつたのである。<sup>(2)</sup>

第一の適用除外は、前述したように、一九七一年法が州および地方自治体の被用者を新たにその適用下に置いたところとの関係で、有権者により公職に選出された者や、その個人的秘書、政策立案のために任命された者または当該公職の憲法上あるべき法律上の権限行使に関する直接的助言者 (an immediate advisor with respect to the exercise of the constitutional or legal powers of the office) を除外したルールである (七十一条<sup>(4)</sup>)。ルールの規定は、元来、州政府および地方自治体そのものを法の適用から排除するため、Ervin 上院議員によって提出されたものである<sup>(5)</sup>。しかし、連邦議会での審議過程でかかる規定の適用の範囲を厳格に解すべきであるとする立場が強調された<sup>(6)</sup>。とはいえ、実際問題としては、この点をめぐり多くの訴訟が提起されたといわれる。

## 二 特別事情による適用除外

次に、後者の例についてであるが、改正法はいの第七章に掲載する三つの場合を定めてある。第一は、いかなる真正な職業上の資格 (a bona-fide occupational qualification——以下、単にBFOQといふ) と呼ばれるものである。これにつき、一九七一年法の七十一条(e)は、使用者が採用にあたって性別、宗教あるいは出身国を理由に差別的取扱を行う場合において、かかる性別、宗教あるいは出身国が企業の正常な運営にとって合理的に必要とするBFOQを構成する場合には、かかる差別的取扱は何ら違法な雇用慣行とはならないものとした。ただ、この場合、右BFOQの内容には、原則として、人種が含まれないなど、また差別の対象についても「採用 (雇入され)」に限られることがされた。しかし、現実には、かかる差別の正当事由としてのBFOQの概念は、しばしば上述の「人種」を理由とする差別的取扱、またその適用対象についても、採用以外に広く雇用関係に影響を与えるような差別にも適用されるに至っていると、われている。ところどころ問題はこのBFOQに該当する場合として如何なる例があるかといふことに関してであるが、これについては連邦議会での法案審議の過程で、七十一条(e)がほとんど問題とされなかつたという事情とも関連してかそれほど明らかではない。ただ、上院における審議の過程で示さ

れた例としては、フランス人のコックを雇っているフランス料理店、男性に限られている職業野球チーム、宗教関係の書籍の訪問販売員の資格を当該宗教の信者に限定している書籍販売業等が挙げられている。<sup>(8)</sup> 一方、EEOC は、この点につきガイドラインの中で、かかる正当事由としての BFOQ の該当性の判断が極めて厳格に解釈されるべき旨を強調している。そこでは、性別に基づく差別的取扱が BFOQ に該当する場合とそうでない場合との具体例を示しながら、この点についての詳細な判断基準を示している。それによると、まず前者の例として次のものが掲げられている。第一に、女性は男性に比べて仕事をやめる率が高いといった雇用関係における女性被使用者の一般的特質についての單なる推測をもつて女性の採用を拒否する場合である。それから、男性は細かくて複雑な装置を組立てる能力に乏しいとか、女性は精力的なセールスマン精神に欠けることが多いとかいうように、両性の特質を単純に判断することにより或る者の採用を拒否したりする場合あるいは單に使用者、仲間の労働者もしくは顧客などの好みを理由に、或る者の採用を拒否したりする場合なども何ら BFOQ に該当しないものとされている。これに対して、性別に基づく差別的取扱が真正であること (authenticity or genuineness) を目的とするために不可欠である場合には、性別というものが BFOQ に該当する」とが認められてくる。その例として男優、女優といった俳優としての職業が挙げられているが、これ以外にも例えばモデル業などもこれに該当しよう。

ところで、かかる BFOQ との関係で、現実に重要な問題を提起しているのが、いわゆる女性労働者に対する州の各種保護立法との関係についてである。周知のとおり、かかる保護立法には、最長労働時間、時間外労働、危険・有害物取扱、重量物運搬等につき、主として生理学上の観点から女性被用者を特別に取り扱うことを目的としたものが多く見られる。EEOC は、この種の保護立法が女性の個人的な資質 (capabilities) とか、好み (preference) とか、あるのは能力 (abilities) 等を何ら考慮していないとして、それが単に「性別」を理由としているための女性に対し差別的効果を及ぼすものであると判断している。加えて、EEOC は、この種の立法あるいは規則

(regulation) が一九六四年公民権法第七編と抵触するところとなり、それ故、たとえ使用者らがかかる法規に従つて女性被用者を男性被用者と別に取り扱つたとしても、それは何ら EEOC を構成するものにはならないと結論づけたのである。§1604. 2 (b) (1)。

その他、BFQ が問題になり得る場合として、EEOC のガイドラインは次のような事例を挙げている。すなわち、その一として、女性被用者のために特に規定された最低賃金および時間外労働についての割増賃金をあぐる問題がある。この場合、使用者が州の各種立法により定められた最低賃金あるいは時間外労働についての割増賃金を女性被用者もしくは女性の求職者に支払うのをいやがつて、その採用を拒否するとか、その他の差別的取扱を行ふとかする場合には、当該使用者は違法な雇用慣行を行つたものとされる (§1604. 2 (b) (3), (i), (ii))。

更に、これ以外にも法律により特別に義務づけられた女性被用者のための特別の休息室やシャワールームなどの設置に伴う費用を惜しんで、その採用を拒否したりするなどもまた違法な差別的雇用慣行になるものとされる (§1604. 2 (b) (4), (5))。以上が、EEOC におけるガイドラインについての概要であるが、これについては裁判所も右ガイドラインにより示された基準を尊重するとともに、実際の係争事件においてもこれを適用することによつてその適否を判断する傾向にあるといわれる。その意味で、EEOC によるかかるガイドラインは、実質上は立法に準じた効力をもつたものとなるのである。だが、この点について裁判所が示した具体的判断については後に改めて論じねばならぬ。

第一は、賃金などにその他の労働条件等についての異った基準の適用が、人種、皮膚の色、宗教、性別あるいは出身国に基づく差別的取扱を意図したものではなく、真正な先仕権制度 (a bona-fide seniority system)、能力制 (merit system) あるいは生産の量と質によって報酬を定めるよだんな制度に基づいたものである場合、あるいは右差別が、互いに異った場所で労働しているという事実の結果による場合 (七〇二二条注<sup>(1)</sup>) である。同条は、連邦

裁判所により、一般的に従前の差別の結果（効果）を永続させるような先任権制度を「九七一年法が認めるものではないとの原則を明らかにしたもの」と解されてゐた。<sup>(12)</sup> ところが、最近に至りて、以上の原則を否定するが如き連邦最高裁判決が出されている。すなむか、International Brotherhood of Teamsters v. United States 事件である。右事件において、連邦最高裁は「他の点と共に、合法（otherwise neutral, legitimate）先任権制度は、単に第七編制定前の差別を承認し得るものであるところ、たゞ理由だけでは、違法となるものではない」と述べたのである。<sup>(13)</sup> かかる主張は、以て見ると同じく連邦最高裁判決である Griggs 事件等において、連邦最高裁が確立した救済のための基本原則を根底からくつがえす性質のものであり、その及ぼす影響については極めて重大なものがあるといえる。とまれ、このような判断が現在の雇用差別規制の現状との関係でどのように評価されるかは今後に残された問題といわなければならぬ。

第三は、いわゆる雇用に関連して行われる試験 (testing) についてである。すなむか、七〇三条には、前述した点以外にも、使用者が職業上行つてきた試験の結果に基づいて行動することは、当該試験の実施およびその結果に基づいて行われる行為が、人種、皮膚の色、宗教、性別あるいは出身国を理由に差別的取扱を意図したり、予定したりするものでない限り、違法な雇用関係とはならないと定めている。一般に、我国におけると同様、合衆国においても、採用、配転、昇進等につき労働者の能力等を客観的に判断するための基礎として各種の試験を行うという方法が多く利用されている。とはいへ、かかる試験の実施は、マイノリティーグループに属する候補者にとっては、しばしば不当な結果を惹起しがちなものになるといわれる。それ故、E E O C はんらした試験の実施にあたっては、それがマイノリティーグループに対し恣意的もしくは不公正なものとならないようにするため、これについても詳細なガイドラインを発してゐる。<sup>(14)</sup> ところで、労働関係にあって使用者の行った試験の適否につき争われたものの之一、Griggs v. Duke Power Co. 事件<sup>(15)</sup>がある。本件は、いわゆる公民権に関する事件にあってとりわけ

重要な意義をもつものであるため、少し詳しく見ることにしよう。事案は、概略、次のようなものであった。

ノースカロライナ州ドレイパーにある被告会社の工場に働く被用者の総数は九五名であった。そのうち黒人被用者は一四名を数えた。当該工場は五つの操業部門—①現場労働 (labor), ②石炭処理 (coal handling), ③運転操作 (operating), ④保安 (maintenance), ⑤実験、テスト (laboratory and test)—に分かれていたが、黒人被用者は、もっぱら現場労働だけに従事していた。右労働部門において黒人被用者に支払われる賃金については、その最高額といえども、その他の四部門にあって白人被用者の受け取る賃金のうちの最低額をまだ下回るものであつた。一九五五年、会社は現場労働部門以外の部門についての新採用ならびに石炭処理部門から現場労働を除く他の三部門への配転につき、ハイスクール卒業資格を求める政策を打ち出した。一九六五年には、会社は黒人被用者を現場労働部門にのみ限定するという政策を廃止するに至つたが、しかし彼らが他の部門に移動するについてはハイスクール卒業資格のあることを要求した。更に、会社は一九六五年七月二一日に、新たに被用者となる者につき次のような要件を新しく課すに至つた。それは、採用後現場労働以外の部門に配属されるための条件として、会社が用意した二つの職業上の適性試験 (professionally prepared aptitude test) において、ハイスクール卒業有資格者と同程度の満足すべき点をとることを要求するところのやうであった。会社は、既に雇用されてはいるが、ハイスクール卒業資格を欠く候補者（特に黒人被用者）に対しても、現場労働からその他の労働部門への移動を認めるための条件として、右の試験に合格することを要求した。本件は、会社に雇用されていた前記一四名の黒人被用者のうちの一三名が、会社側のこのような措置がマイノリティーたる黒人を差別的に取り扱うものであつて第七編に違反するとして、クラスアクションによりその無効を求めたものである。かくして、本件の争点は、或る職種についての採用あるいは右職種への配転の条件としてハイスクール卒業資格もしくは一般的な知識を求める試験に合格することを条件とするところが、その目的たる仕事の遂行と密接な関係をもつところにつき何ら明らかでなく、また

前記条件をつける結果白人の求職者よりも黒人のそれを相当範囲にわたって無資格たらしめるように機能し、加えて当該職種が、従来、白人に優先権を与えてきたところのこれまでの慣行の結果として白人被用者のみに占有され得たという状況下において、果たして有効なものとみなされるか否かということである。

本件について、地方裁判所は、会社が第七編の制定前においては明白な人種差別政策をとっていたが、現在ではこれを廃止するに至っていると認定したうえで、第七編は同法制定以後の差別的取扱のみに適用され、それ以前に行われた差別的取扱の影響は何ら同法の適用を肯定するものではないとして、会社側の本件措置を正当とした(292 F. Supp. 243, 246—251, 1968)。同様に、控訴裁判所も、第七編により禁止される使用者の差別的取扱は、人種やその他の不当な事由を理由に行われる必要があると解されるといふ、本件における会社側の措置には何ら差別的意図ないし目的は認められず、あいだら雇用している被用者の質の向上をはかることを目的としたものに外ならないとして、第七編違反の成立を否定した。加えて、同裁判所は、第七編の70111条の趣旨に言及して、差別的取扱をなす意図により行われたものではなく、専門技能試験 (professionally developed ability test) を実施するいとは何ら違法ではないと述べたのである (420 F. 2d 1225, 1970)。

これに対し、連邦最高裁は、概ね、次のとおり述べて右控訴裁判所の判断をくつがえした。

第七編の下では、外見上は中立 (neutral on its face) である慣行、手続あるいは試験は、たとえ意思の面から中立であったとしても、もしそれらが従来における差別的な雇用慣行の現状 (status quo) を演繹するよう機能する場合には維持する」とはできない。本件において使用者の要求したハイスクール卒業資格保有の条件が黒人被用者にとって著しい不利益を及ぼすものであるといつては統計調査等により明らかである。使用者の行う雇用慣行につき、善意 (good intent) とか差別的意図の不存在とかは、マイノリティーグループにとって、どうの場合はでも真正面からの立向かいである (built-in headwinds) として作用するような雇用手続とか試験制度を何ら

埋め合わせるものとはならないし、また仕事に対する資格とか能力を判断する」ととは何ら関係がない。本件では使用者に差別的意図がなかったことは明らかであるが、連邦議会は、第七編の適用を單なる雇用慣行の動機 (motivation) だけではなく、その結果 (consequence) についてまで命じてゐるのである。また、それ以上に連邦議会は、当該条件が、問題となっている仕事と明白な関係をもたなければならぬとしてこの立証責任を使用者に課してゐるのである。要するに、その適合は「業務上の必要性 (business necessity)」の有無にかかわるのであるが、この場合、黒人被用者を排除すべく機能する雇用慣行が仕事の遂行 (job performance) に關係のあることが立証されるのでなければ、かかる慣行は禁止されることとなる。同じことだが、職業上の試験についてもあくまでもあるのである。すなわち、特定のクラスを排除する結果となるような効果をもつて、また仕事の遂行性との関係を何の反映していないような試験は、差別的取扱をなすために利用されたものとみなしえるのである。

連邦最高裁は、<sup>(18)</sup> Jのように述べて本件で会社側が課した要件が何ら第七編に違反しないとした原判決を取り消したのである。かくして、本判決は、直接には雇用に関連した試験の効力が問題となつたものであるが、単にそれによどまるとなく、更に広範な状況下での種々の雇用差別をめぐって争われたケースにおける基本原則を形成するに至つてゐる。その意味で、本判決は、雇用差別事件にあってまさに一つの規範原理を形成するに至つてゐるのである。

(一) Jの点に関して、一九七一年に出されたガイドラインの中や、EEOCは宗教を理由に差別をしないという使用者の義務には、被用者もしくは被用者となる見込みのある者の宗教上の必要性に対する合理的な調整が不測の困難を伴ねず、に行ふ得る場合には、かかる調整を行ふ義務をも含むという考え方を明らかにした。29 C.F.R. § 1605.1 (b) 1971.

(a) G.P. Sape & T.J. Hart, Title VII Reconsidered: The Equal Employment Opportunity Act of 1972, 40 the George Washington L. Rev. 824, pp. 858-859 (1972).

(b) (3) 彼は、同法案を提出した理由を説明し、連邦裁判所の裁判官が選挙により選ばれた州およびカウンティーの役人を

公職から排除したり、あるいは彼らの憲法上および法律上の責任に関して彼らに助言を与える者を彼らはもたなければならぬなどと話すことが許されないと、いうことを確かめるためにかかる法案を是案にして主張しつづけよう。

- (4) Sage & Hart, *supra* note 1, pp. 801—802.

(5) Sape & Hart, *ibid.*, p. 862.

(6) 使用者以外は、職業紹介機関が職業紹介を行つたる、あるいは労働組合が組合員資格等について分類したつかの場合  
 ルジンドア、同様のふるやくEEOCの懲罰が適用されると決してならないがちである。

(7) 「年齢を擇擇する場合」, M. A. Player, *Federal Law of Employment Discrimination* (1976), p. 116.

(8) 上記論文 Klark らの Case の個人による請求がまだ、うなづく解釈覚書 (interpretative memorandum) 作出了。  
 110 Cong. Rec. 7212—7215 (1964).

(9) 29 C.F.R. § 1604. 2.

(10) M. A. Player, *op. cit.*, p. 117; *Developments in the Law, Employment Discrimination and the Title VII of the Civil Rights Act of 1964*, 84 Harv. L. Rev. 1109, p. 1177 (1971).

(11) いのほか、同条は、使用者が被用者に支払ふべき賃金よりも、性別に基づいて差別する」とはかかる  
 差別が一九三八年公正労働標準法の第六条A項——おもに男女同一賃金法——によって認定される場合には、第七編にした  
 遷法な雇用慣行にならぬと判断する。

(12) 「年齢を擇擇する場合」, Quarles v. Philips Morris Inc., 279 F. Supp. 505 (E. D. Va. 1968)  
 だ。

(13) 431 U. S. 324 (1971).

(14) 431 U. S. 324, pp. 353—354.

(15) むだばり、年齢を擇擇する H. T. Edwards, *The Coming of Age of the Burger Court: Labor Law Decisions of the Supreme Court during the 1976 Term*, 14 Boston College L. Rev. 1, pp. 5—9 (1977).

(16) 一九六六年八月一日付はれたEEOCの雇用上の試験の手続に関するガイドラインは次のような内容のものであ  
 った。委員会は「専門技能試験といひゆる、申請者職者が求めてくる特定の職種へは或るクラスの職種に要求や  
 れる知識ある者は技術を公正に判断する試験」あるいは「はまたは求職者の特定の職種へは或るクラスの職種を履行する

能力を判断する機会を使用者に与えるような試験を意味するものと解する。試験が、かかる試験の作成の専門家たる立人あることはその団体によって用意されたという事実は、第七編の意味においてそれ以上にその利用を正当化するものではな」。EEOCは、その後一九七〇年八月一日に、新たに被用者の選考手続に関するガイドラインを出した(29 C.F.R. § 1607, 35 Fed. Reg. 12333)。そんでは、試験を利用する使用者は、当該試験がそのために被選考者が評価されるようだ職種を含んだり、またそれと関連のある労働の重要な要素と密接に関連するところなどを明らかにするよだデータをもつことが求められる。そのほか、利用される試験が、単に一般的な評価を得てからという事実だけでは試験の実施が有効となるわけではなく、むしろ逆である。

(17) 401 U.S. 424, 91 S. Ct. 849 (1971).

(18) Griggs 事件による問題点として論じられた次のやのとく。 Employment Testing: The Aftermath of Griggs v. Duke Power Company, 22 Colum. L. Rev. 900 (1972), T.D. Portwood & S.M. Schmidt. Beyond Griggs v. Duke Power Company: Title VII after Washington v. Davis, Labor L.J. March, 1977, p. 174.

### 第一節 法の運用と強制手続

一九七一年法は、違法な雇用慣行からの救済につき、基本的には従前の法とよぶべきとした「連邦主義(federalism)」による統治機構に基づく州もしくは地方自治体における救済機関の優先的適用、ならびにEEOCは採用する「皿主的解決手段に基づく救済」としての基本原則をそのまま維持しながらも、救済申立期間の延長、EEOCの民事訴追権をはじめとする諸権限の認容等に関する、幾つかの重要な改正を行つてゐる。以下には、かかる改正の内容を救済手続の観点から順を追つて見ていくこととする。

#### I 行政救済

##### （一）申立(charge)

違法な雇用慣行に対する対応で、一九七一年法の救済を受けるためには、まずは適時の救済申立がなされなければならぬ。この申立は、所定の書面に、原因となつた差別行為の行われた日時、場所、その内容、申立人の氏名、被申立人の氏名、そして州もしくは地方自治体における行政救済機関による救済手続が既に開始されているか否か、開始されている場合いつ始めたかを書き込み、かつ署名および宣誓をしたうえで行われる。<sup>(1)</sup> ところで、申立の主体となり得る者、換言すれば申立「権」者についてであるが、一九七一年法はこれにつきその範囲を拡張している。すなわち、一九六四年法が、それを直接差別的取扱を受けた被用者あるいは組合員、それから法違反があったと信ずるに足る合理的な理由を得た場合におけるEEOCの委員に限っていた（七〇六条(a)<sup>(2)</sup>）のに対し、一九七二法は、これを当該差別的取扱によって影響を受ける地位にある者にまで拡張するに至った（七〇六条(b)<sup>(3)</sup>）。その結果、実際問題としては、被害者のために（on behalf of the aggrieved person）その他の個人もしくは団体（例えば、既述の全米黒人地位向上協会）が、救済の申立を行うことも可能となるに至つた。もつとも、この場合、かかる利害関係人がEEOCが協議、調停もしくは説得により差別を解決することができない場合に、被害者個人のために民事訴訟を提起し得るか否かについてはまだ明らかではない。

## (1) 申立の期間および場所

この点については、違法な雇用慣行が行われた州もしくは地方自治体に、いわゆる公正雇用慣行立法および救済機関（以下、単に地方機関という）が存在する場合と、そうでない場合とで救済の手続が異なる。

### (1) 地方機関のない場合

この場合には、救済の申立は、そもそもはじめから連邦行政機関たるEEOCに対しても提起されることとなる。その期間は、一九六四年法では、当該差別の行為の行われた日より九〇日以内であったが、一九七一年法では一八〇日に延長されたこととなる（七〇六条<sup>(4)</sup>）。

## (2) 地方機関のある場合

この場合には、申立は、まず州もしくは地方自治体における所定の救済機関に對して提起されなければならぬ。そして、そのための期間も当該州もしくは地方自治体において制定された法律あるいは条例の定めるところによる。救済申立を受けた地方機関は、この申立につき六〇日間にわたって排他的な管轄権をもつ（七〇六条<sup>(5)</sup>）。

右期間中に地方機関による救済が何ら得られない場合にはじめて、被害者たる個人はEEOCに救済申立を行うことができることとなる。但し、その場合の申立期間は、右地方機関が救済手続を終了した旨の通知を右機関より受けてから三〇日以内、もしくは違法な雇用慣行の発生後三〇〇日以内、あるいはそのいずれか早い期間内に行われなければならない（七〇六条<sup>(6)</sup>）。ところで、この点については、実際上は次のような簡易、便宜的な方法がとられることが多い。まず、第一の方法であり、またこれが一般的なものであるが、最初から地方機関とEEOCの双方に対し同時に救済申立を行う一方、EEOCは、これについての審問を六〇日間停止しておくというやり方である。かくして、地方機関による手続が終了した後、EEOCは、改めて救済の申立を何ら受けないことなく、前記申立てつき審問を開始することとなるのである。<sup>(6)</sup> もう一つの方法は、救済申立を、地方機関ではなく、当初よりEEOCに對して提起するというものである。救済申立を受けたEEOCは、これを地方機関へと移送した後六〇日間待機する。その後は、前述したと同様、EEOCは何ら新たな申立を受けることなく審問を開始するというものである。ちなみに、かかる方法については、連邦最高裁もこれを支持しているようである。<sup>(7)</sup>

### (II) EEOCへの申立

EEOCに對する救済申立は、違法な雇用慣行の発生後一八〇日以内に行われなければならないものとされていふ。ところどころで注意しておかなければならぬことは、この期間の問題をめぐつては、「継続的違反（continuing violation）」と呼ばれる、我国の不当労働行為法において見られるいわゆる「継続する行為」理論と類似の

法理によると、事実上極めて柔軟に判断され得るといふことである。これについては、例えば単独、独立した差別的行為 (a single, isolated discriminatory act) やかあるむしろ継続的な差別的慣行 (a continuing discriminatory act) が問題とされている場合には、九〇日という（期間）制限は何の障壁 (bar) とはならぬとする判決がある。<sup>(18)</sup> それによると、賃金支払いのような継続的関係を伴つた被用者に対する差別は、継続して行われて居るものとして扱われる。その場合、日々新たな違反（差別的行為）が行われていればなり、したがつて当該差別的行為が続く限り、救済申立期間もまた、それに相応して無期限に (indefinitely) に延長されることとなる。加えて、右申立期間の起算点についても、合理的に見て被害者が当該差別的慣行を認識したと思われる時より進行するものと解されてい<sup>(19)</sup>る。このようだ、実際上は、時として十分な法律知識に欠ける被害者にとって、偶然的な事情により救済が受けられないとこういふがないように十分な配慮がなされてい<sup>(20)</sup>るのである。

以上のようにして救済申立を受けたEEOCは、その後一〇日以内に被申立人に対して申立が出された旨通告しなければならない（七〇六条(c)）。この通告には、当該雇用差別慣行の行われた日時、場所、その内容が明らかにされていなければならない。但し、申立人の氏名は必要とされない。その理由は、かかる通告の法的性質が被申立人に対する申立（書面）の送達と<sup>(21)</sup>ものではなくて、申立があつた旨の單なる通知にすぎないからだといわれ<sup>(22)</sup>る。その後、EEOCは、当該申立につき法違反を認めるに足りる合理的事由の存否をできるだけ速やかに調査しなければならない。そして、この委員会の調査、審問の権限について、一九七一年法は、委員会が命令 (order) や規則 (regulation) を基づき同法の適用を受ける全ての使用者、労働組合あるいは職業紹介機関に対して、違法な雇用慣行の存在の判断に関連する記録 (records) の作成、保存およびその他報告書の提出を命じたり（七〇九条(c)）、また証人喚問について、新たに全国労働関係法一一条の適用の下に、罰則付の召喚状を発する権限を認められる（七一〇条）等、一九六四年法第七編を大幅に修正して<sup>(23)</sup>いる。

調査・審問の結果、委員会が法違反の事実を認めた場合には、同委員会はまず、「協議 (conference)」、調停 (conciliation) やるゝは説得 (persuasion)」による非公式な方法を通じて、当該違法雇用慣行を排除すべく努めなければならぬ。(七〇六条<sup>(1)</sup>) 救済申立の提起後三〇日以内に、右の調整手段によつて委員会はといへり妥協可能な調整についての合意を右委員会が得るこゝができなかつた場合、委員会は被申立人を被告として、任意に連邦地方裁判所に対し民事訴訟を提起するこゝが認められる (七〇六条<sup>(2)</sup>)。この場合、被告となる者が州および地方自治体当局 (state or local government) である場合、かかる訴訟の追行権は EEOC から司法長官へと移行されることとなる。<sup>(3)</sup> また、EEOC やるゝは司法長官により民事訴訟が提起された場合、被害者たる個人はこれとは別に新たに民事訴訟を提起するこゝは認められず、もひばる EEOC もしくは司法長官による訴訟に関与し得るにすむない。これに対し、右委員会なし同法長官かかる訴訟を提起しない場合にはその旨被害者に対して通知するといふに、被害者個人が民事訴訟を提起し得る旨を伝えなければならぬ。このことはそもそも委員会が救済の申立自体を却下する場合にも同様である。

- (1) むはみに、申立内容に技術的欠陥 (technical defect)、不明確な点がある場合は、申立後の補正が認められて、  
R. M. A. Player, *Federal Law of Employment Discrimination* (1976), p. 209.
- (2) 一九六四年法の成立過程において、一九七一年法の同趣旨の内容を定めた法案が提案されたが、これが the Director-Mansfield 法案により修正されたところである。
- (3) むはみに、EEOC 自身は、一九六四年法第七編のトドケ既に新法における同様の解釈上の立場をとつていて、  
むはみに、G. P. Sape & T. J. Hart, *Title VII Reconsidered: The Equal Employment Opportunity Act of 1972*, 40, the George Washington L. Rev. 824, p. 864 (1972).
- (4) ルのよう申立期間を延長したものの理由があらば、被害者が教育程度に低く、法律に素人であり、また必ずしも彼に反対してなされた差別の取扱に気付かないような者が、救済の申立てにあつて準備し、また告発するための十分な機会を与えられたといふこと、更に手続上の見落しにより、現存してはいるが認識されていないような差別的雇用慣行に対する

法の実現を否定すべきではないといひた。

(5) 但し、州あるいは地方自治体のかかる雇用差別禁止法の実施後一年間は、この期間は 110 章は適用されず取扱い

△スレーブ (七十條の但書)。

(6) Player, op. cit., p. 210.

(7) Love v. Pullman, 404 U.S. 522 (1972) は既述のとくに Player, op. cit., p. 211 が述べ Sape & Hart,

supra note 3, p. 868 を参照。

(8) ニューヨーク州の Sape & Hart, ibid., p. 865.

(9) Barness v. Drewrys U.S.A., Inc., 444 F. 2d 1186 (7th Cir., 1971), cert. denied, 404 U.S. 939 (1972).

(10) Player, op. cit., p. 215.

(11) Sape & Hart, supra note 3, p. 866.

(12) かかる記録の作成、保持あるいは他の報告書の作成、提出が使用者に不必要な困難 (undue hardship) をもたらす場合にば、彼は委員会に対しその免除を申請することができる。それが拒否された時にはかかる記録が保持されてしまう地域の合衆国地方裁判所に対して民事訴訟を提起することができる。これが認められる (七十條の)。

(13) そのほか、委員会と公正雇用慣行立法をもつた州ないしは地方自治体の地方機関との協力関係についても詳細に定められた (七十條の)。

## II 同法救済

同法救渉については、私人たる被害者自身により行われる場合と EEOC (もしくは同法監査) による行われる場合がある。

### ① 被害者自身による場合

被害者自身が民事訴訟を提起するためには、EEOC の訴訟を提起し得る旨の通知状 (right of sue letter) を受けることが必要条件となる。されば、EEOC が救済申立てを調査、審問を完了したが、申立人のため民事訴訟を提起しない旨決定した場合は出されぬのであるが、これ以外にも有効な申立てがなされてから一八〇日経

過した後にも、申立人は右通知状の発布を求めることができるときである。また、かかる通知状の発布要求は一八〇日経過後の一定期間中に行われる必要のあるものではなく、右期間以後は申立人としてはいつでもかかる通知状を求めることができるものとされている。<sup>(1)</sup> 救済申立人のかかる要求に対し、EEOCは当然、右通知状を出さなければならぬとされている。もともと、右通知状を受けた被害者たる申立人は、その後九〇日以内に被申立人を被告として連邦地方裁判所に訴え提起しなければならない（七〇六年法<sup>(1)</sup>）。ちなみに、右期間内に訴訟が果たして提起されたか否かの判断にあたっては、裁判所は文字どおり提出された書面資料により判断している。例えば、裁判所に對し提出された弁護士の任命要求書であるとか、EEOCによる民事訴訟の提起許可の通告書面を裁判所に提出するとかの事実があれば、たとえ訴え自体が上述の九〇日以内に行われなかつたとしても、適法な訴えがなされたものと解されている。<sup>(2)</sup> 他方、EEOC（もしくは司法長官）が民事訴訟を提起するに至つた場合には、被害者自身は、もはやそれとは別に訴訟を提起できないこととなる。この場合には、既述のとおりEEOC（もしくは司法長官）による民事訴訟に関与できるにすぎない。もともと以上述べた点について我々は被害者自身がEEOCに對してではなく、初めから裁判所に司法救済を求めた場合にはあてはまらないということに留意しておく必要がある。このことは、EEOCの行う自主的調整の努力が必ずしも被害者自身による民事訴訟提起の先行要件とはならないということを意味している。ちなみに、この点については、学説および判例は、一般に一九七二年法はEEOCが民事訴訟を提起するにあたっては、その前に必ずEEOC自身が自主的調整を試みなければならないといふことを命じているにすぎないものと考えているようである。<sup>(3)</sup>

## （二） EEOCによる場合

先に見たとおり、一定の場合には被害者個人に民事訴訟追行権が認められるが、基本的にはEEOCにこの権限が委ねられている。EEOCは、救済申立を受けた後一八〇日間はこれにつき排他的管轄権を有するのである。と

はいえ、申立受領後、直ちに民事訴訟が提起できるものではなく、まず協議、調停、説得の方法により自主的解決を図らねばならないことは既に指摘したとおりである。これが民事訴訟にあたつての手続上の必要条件となつている<sup>(4)</sup>。この期間は最大限三〇日である(七〇六条(f)(1))。申立受領後「八〇日以内にEEOCが民事訴訟を提起しない場合、右委員会はかかる権限を失うこととなる。<sup>(5)</sup>」との点につき、EEOCによる民事訴訟の提起について必ずしも明確な期間制限は存在しないとした判例も見られる。それによると、EEOCは所定の一八〇日が経過しても当然に民事訴訟提起権限を失うものではなく、申立人が前述の民事訴訟のための「通知状」を求め、それに基づきその後実際に訴訟を提起するに至るまでは自己の権限に基づいて自由に民事訴訟を提起できるとされる。そして、この場合、かかる訴えの遅延が妥当でないとみなされる場合にのみ、裁判所は当該訴訟の提起を時機に遅れたものとして却下することになるといわれる。一方、被害者自身が現実に民事訴訟を提起するに至った場合には、EEOCは、単に法廷助言者(*amicus curiae*)として右訴訟に関与し得るにすぎないものとされる(七〇六条(f)(1))。

### III 「定型・慣行(pattern or practice)」化した違法な雇用差別の場合

一九六四年公民権法第七編(七〇七条)は、特定の個人もしくはグループが「定型・慣行」化した雇用差別を行つていると信ずるに足る合理的な事由が認められる場合には、「司法長官がかかる違法な雇用慣行の救済のために民事訴訟を提起するものとしていた(一九七一年改正法七〇七条(a))。そして、この訴訟を提起するにあたつては、その前に被害者が救済申立を行うとか、あるいは州もしくは地方自治体の地方機関による行政救済手続が開始されるとかいうことは要件とはされないのである。加えて、合理的事由の存否に関する司法長官の判断は司法審査の対象にはならないものとされていた<sup>(6)</sup>。しかし、改正後の現在では、この種の雇用差別に対してもEEOCが排他的管轄権をもつことが認められるに至つている(一九七三年法七〇七条(c))。

違法な雇用慣行に対する司法救済のための訴訟形式として、クラスアクションがある。雇用差別の領域においてかかる訴訟手段を活用し得る」といふことは、既に一九六四年法第七編の下にあつて判例により認められていて、(8) た。加えて、この点は第七編の改正の際に活発に議論されたといふでもある。例えば、使用者団体の多くは、わざわざかかる訴訟手段の活用を禁止すべきとの主張を行つた。」ののような事情は、連邦議会における法案審議過程においてもまた同様であった。とりわけ、下院では第七編に基づく公民権関係の訴訟にクラスアクションを活用する「」とを制限する法案が出された。<sup>(9)</sup> しかし、上院に出された法案 (S. 2515) には、クラスアクションの活用を制限する規定は何ら含まれておらず、またその後の上院本会議において、William 上院議員による法案中の各条文の趣旨説明においても同様の説明が行われた。<sup>(10)</sup> 結局、両院協議委員会でなされた法規案が拒否され上院の立場が支持されたことにより、一九七一年法の下においても、そのままクラスアクションの活用が維持されたことになった。

しかし、かかるクラスアクションのための法的基盤をなすのが、連邦民事訴訟規則1111条 (Rule 23 of Federal Rules of Civil Procedure) である。そこには、クラスアクションを提起するための要件として次の四つが掲げられている (1111条(a))。すなはち、①クラスに属する者が多いため全員を当事者とすることが実行困難であり、②全員に共通な法律上、事実上の問題が存在し、③代表者がクラス全員の利益を公正かつ適切に保護するであらうとするべく、④代表者がクラス全員の請求または抗弁がそのクラスの者の請求または抗弁の典型をなし、そして④代表者がクラス全員の請求または抗弁がそのクラスの者の請求または抗弁の典型をなし、そして④代表者がクラス全員の利益を公正かつ適切に保護するであらうとするべく、である。そして、実際問題として、クラスアクションが提起される場合、それがまさにクラスアクションとして維持されるのか否かは、裁判所は、一般に当該クラスのメンバー各自の地理的配置状況 (geographical distribution of class members)、訴訟当事者の統轄可能性 (manageability of the parties)、訴えの性質、訴訟当事者の関係、その他クラス全員、クラスの利益ならびにその請求との関連性の有無等を考慮するなどより代表当事者である原告が当該クラスを適切に代表しているか否かによつて判断される。<sup>(11)</sup> 更に、」の判断にあたつて、裁判所は時

ヒート代表訴訟等の賭注や訴訟書面 (pleading) を右判断の基礎とする一方、予め証拠に聞かせる手続 (a preliminary evidential hearing) を開いて当該クラスが前記民事訴訟規則 (1111条) に定める事件を満たしていかがどうかを判断するといふものといわれる。<sup>(15)</sup> 実際問題として、裁判所は、いわゆる第七編に基いて公民権訴訟は単に被害者となつた者が特別の地位を求めるために提起した私的な請求のみを満足せねばならぬ、いわゆる広範な制度化された違法な雇用慣行を排除するべくを予定したものであるとの立場を立て、共通の事実的なならば法律的問題を惹起している差別の総体的な政策は、やだわれ職務分類 (job classification) に影響を与える政策である。また代表当事者の請求が、かかる差別政策によつて典型的なものであることを明かにして、限り、当該クラスは合理的に右クラスに属していなければならないと規定する。<sup>(16)</sup> したがつて、被解雇者<sup>(17)</sup>は属する限り、過去、現在および将来の被用者全員を含むこととする。ヤード<sup>(18)</sup>具体的には、退職者、被解雇者、な採用を拒否された者が、過去、現在および将来の被用者を代表してクラスアクションを提起したのを適法としたのである。しかしながら、一方では原告側の訴訟当事者の人数が少數であるために併合審理を可能ないしむなどして、クラスアクションを否定した例がある外<sup>(19)</sup>、在籍使用者が採用を拒否された求職者ならば使用者が差別を行ふとの單なるわれかみ、採用の申込みを断念した者を代表する訴訟が成立する。

(a) *George Washington Carver National Monument v. U.S. Equal Employment Opportunity Commission*, 40 E. 2d 212, 213 (1976).

(b) M.A. Player, *Federal Law of Employment Discrimination* (1976), pp. 212-213.

(c) Player, *ibid.*, pp. 215-216.

(d) U.S. Equal Employment Opportunity Commission v. St. Louis-San Francisco R.R., 406 F. 2d 399 (5th Cir. 1969), cert. denied., 403 U. S. 912 (1972); *Fekete v. U.S. Steel Corp.*, 424 F. 2d 331 (3d Cir. 1970); *Johnson v. Seaboard Air Line R.R.*, 405 F. 2d 645 (4th Cir. 1968), cert. denied., 394 U. S. 918 (1969); U.S. Equal Employment Opportunity Act of 1972, 40 the George Washington L. Rev. 824, p. 872 (1972); *The Equal Employment Opportunity*

Act of 1972; (B.N.A.) (1973), Chapter 6, p. 55 がこれ。  
（4） 〔上記の問題に対する〕 EEOC. v. Container Corp. of America, 352 F. Supp. 262 (M.D. Fla. 1972, 5

FEP Cases 108) がこれ。  
（5） EEOC. v. Joint Apprenticeship Committee (N.D. Cal. 1974).

（6） 本件の場合とは長年間遡れた後になされた判例 OCO による民事訴訟が提起されたところである。Player, op. cit., p. 214 を参照。

（7） Player, op. cit., p. 221 を参照。

（8） Oatis v. Crown Zellerbach Corp., 398 F. 2d 496 (5th Cir. 1968) やれば、裁判所は単独の種 (a single person) による申立が訴訟を維持し、会社全体のために救済を図るに十分であり、則該クラスのメンバーたる各個人は別に申立てを提起したり、クラスの利益を得るために行政救済を求めるに十分である必要はないとして、EEOC に対し救済申立をしなかったことを理由に、クラスアクションからの排除された原告の数名の黒人たるものゝが、彼等に次じたされたり解雇を人種差別によるとして無効として、復職を命じている。もういふやうに、判断の対象となるのは個々の申立者でなく、申立てを提起した被用者による主張された問題に限られるこれがだ。この外には Parham v. Southwestern Bell Telephone Co., 433 F. 2d 421 (8th Cir. 1970) がある。

（9） 〔上記の種法案に対する〕 Erlenbarn ト 評論により提出された法案第6セクション(H.R. 670) がある。この法案は最終的に通過されたものゝが、その後の下院本会議において、前記法案の代替とこう形で、別の法案第九回 H.R. 9247 (H.R. 9247) が新たに提出され、結局、これが下院本会議を通過するに至った。この点について Sape & Hart, supra note 3, pp. 877-878 を参照。

（10） 118 Cong. Rec. 7168. 〔上記の種法案に対する〕 Sape & Hart, ibid., p. 876 を参照。その外に G. Cooper, H. Rabb, H. J. Rubin, Fair Employment Litigation (1975), pp. 317-318 を参照されたい。

（11） トマホーク・アンド・トマホークの閣下の邦語文獻は「トマホークのあえやシヨリベトヒル」の「クラバアクション」高橋宏志「公認の共同訴訟論の試み」法學協会雑誌九二卷五号(1970)頁およそそこには掲げられた文獻を参照されたい。

（12） 訳文は谷口安平「トマホーク」の運用上の諸問題、カーリスカ五十五年五五頁に依った。

- (13) 加えて、画法ばかりの論議をクレバートンとして維持するためには次のよめだ状況の 1 つは該地やのじが必需だといふ (111禁り)。やがて、(1)クラブのメンバーチームによる個別訴訟が行われる、クラブのメンバーチームより異議だ。あるいは失意した判決がなされる際のあるいは、(2)クラブに対する相手方がクラス全員においてはある理由による、1 指の行為をなし、まだしないため、クラス全員にいた終局的差止救済またはそれに応する救済を与えねじふが承認である場合、(3)クラブのメンバーに共通する法律上、事業上の問題が個々のメンバーだけに関係する問題が出現してある、やむための会員バトルが最も優れた方法で適用される場合である。たゞ、誰へば各口論議論文刊行一括大賞を参照。
- (14) Player, op. cit., p. 219 及む Cooper et al., op. cit., pp. 318—321.
- (15) ジュニア運動場規則違反、Huff v. N.D. Cass Company of Alabama, 485 F. 2d 710, pp. 714—715 (5th Cir. 1973) ジュニア運動場規則違反 W.B. Gould, Black Workers in White Unions (1977), pp. 54—55 参照。
- (16) Hachett v. McGuire Bros., Inc., 445 F. 2d 442 (3d Cir. 1971).
- (17) Johnson v. Georgia Highway Express, Inc., 417 F. 2d 1122 (5th Cir. 1969); Tipler v. du Pont de Nemours & Co., Inc., 553 F. 2d 125 (6th Cir. 1971).
- (18) Carr v. Conoco Plastics, Inc., 423 F. 2d 57 (5th Cir. 1970); Wetzel v. Liberty Mutual Inc. Co., 508 F. 2d 239 (3d Cir. 1975).
- (19) これが外れ、別々の被用者にして、並んでそれを異にする事実問題が存するに拘らず、人種的な差別政策による外れやクラブの例が同一人種の頭上にいわれると認められるが故に、かかる差別政策は当該クラブの全メンバーによる共通の問題を生じるのである。たゞ、この場合はも問題だクラブの成立を認めた例がある (Hall v. Western Bag Corp., 251 F. Supp. 184 (M.D. Tenn. 1966))。また、黒人組合員が非組合員を代表する人を認めた EEOC v. Detroit Edison Co., 515 F. 2d 301 (6th Cir. 1975).
- (20) Moore v. Louisville Downs Inc., 7 EPD 9151 (W.D. Ky. 1975).

